

〈1〉 大阪大学における輸出管理の取組み

—強力なサポート体制を構築、貨物データベースを基に研究室のリスク度を評価—

CISTEC 情報サービス・研修部

本誌では、2009年1月号で特集「大学における輸出管理の取り組みと課題」を掲載して以来、数回にわたって大学の輸出管理関連の記事を掲載した。その間、CISTEC大学会員登録数、大学からの講師派遣の要請件数及びCISTEC研修会への参加者数は増加しつづけている。学内で専門組織を設置してスタッフを育成し、輸出管理を実施している大学も増え、大学における輸出管理体制は着実に整備されつつある。また、「安全保障輸出管理に関する11大学連絡会（会員大学：国立旧七帝大、筑波大、東工大、早稲田大、慶応大）」や、「国際・大学知財本部コンソーシアム（UCIP）」での輸出管理に対する取り組みのように、連絡会・コンソーシアム等において加盟大学が相互に情報交換・発信を行っている事例もある。

今回、非常に特徴的な体制を整えて輸出管理を行っている国立大学法人大阪大学を取材させていただいた。本記事が、大学における優良な輸出管理の事例として他大学関係者への参考に、また、本誌読者の7割を占める企業の輸出管理担当者が大学の輸出管理の現状を理解する一助となれば幸いである。

1 輸出管理体制整備の経緯

平成22年4月1日から輸出者等遵守基準の遵守が法律上の義務となった。それ以前にも経済産業省や文部科学省から大学や研究機関宛てに通達等が発出されており、体制を整備し実際に運用している大学もあったが、遵守基準の制定をきっかけに多くの大学が輸出管理に取り組む機運が高まった。

大阪大学においても、共同研究・国際交流・留学生の受入等で貨物の持ち出しや技術の提供が多数実施されていることから、輸出管理を緊急の課題として掲げ、全学的に取り組むことになった。

—輸出管理体制の発足

平成22年1月から3月にかけて、リスク管理推進本部を中心に、関係部署（安全衛生管理部、研究推進部、国際部、産学連携推進本部）で安全保障輸出管理検討ワーキンググループ（以下、WGという。）を設置した。しかし、そもそも外為法自体が大学関係者に馴染みが薄く、WGのメンバーは輸出管理に関する専門用語や法令に明るくなかったため、各メンバーが猛勉強を行った。大学の本部事務機構にお

ける事務所掌については、大学での研究活動をサポートする研究推進部、産業界と関わりのある産学連携推進本部、国際交流や留学生の受入等を担当する国際部等、いずれの部署が適切なのかを検討した結果、本部事務機構研究推進部（以下、大学本部という。）が所掌することになった。（ただし、WGでの関係部署は、輸出管理体制発足後も常に連携・協力しながら輸出管理に当たっている。）

これらを踏まえ、先行して輸出管理体制を整備していた東北大学等の国立大学法人の事例を参考とした上で、平成22年4月に安全保障輸出管理委員会を発足させ、安全保障輸出管理規程を制定し、学内周知のツールとしてパンフレットを作成した。

—学内での周知活動

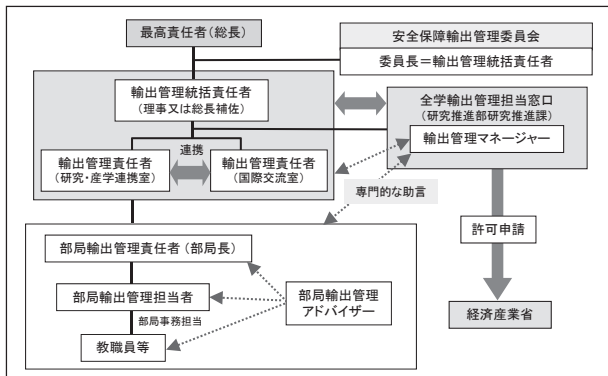
大阪大学に限らず、大学は教育・研究・国際交流を推進する立場にある。輸出管理体制の発足当初は、輸出管理をすることによってこれらが阻害されるのではないかという誤解と、新たな事務手続きが発生することへの負担感が学内の一部にあった。これらに対しては、全学向け説明会、部局ごとの説明会（※部局＝大学院・学部・研究所等を指す。大学の教員は原則的に部局に配置される。）、部局への訪



問（打合せ・施設見学等）を実施することにより、輸出管理は大学での研究活動を阻害するものではなく、安心してグローバル展開できるようサポートするためのものであるということを少しずつ周知していった。

また、日常業務でのメール・電話連絡等により部局の教員・事務担当者とのコミュニケーションを取り、業務に対する理解を得て、信頼関係を築いていった。

一輸出管理体制の特徴



大阪大学の安全保障輸出管理体制

<輸出管理体制の特徴>

- ・総長を最高責任者とした全学的な安全保障輸出管理体制。
- ・全学委員会として安全保障輸出管理委員会が設置され、規程の制定・改廃等の重要事項を審議。
- ・部局においては部局長が部局輸出管理責任者を務める。
- ・部局ごとに輸出管理アドバイザーを定めることもできる。
- ・部局輸出管理担当者が置かれ、部局における輸出管理事務を担当する。
- ・全学輸出管理担当窓口（大学本部）には輸出管理マネージャーが配置され、学内関係部署に対し、専門的な助言を行う。
- ・部局の教員及び事務系職員から全学輸出管理担当窓口（大学本部）及び輸出管理マネージャーへ直接相談することもできる。

輸出管理体制については、輸出管理規程において輸出管理統括責任者（安全保障輸出管理委員長）は理事又は総長補佐が務めることが定められているため、法人としての判断が必要な場合の迅速性が保たれ、部局長会議等の全学会議の席上で周知や情報発信をする機会も確保されている。

2 学内手続きの概要

学内での申請書類手続きについては、教員が事務量の増加に対する抵抗をできる限り感じないように配慮した。例えば、案件の発生時に部局の教員・事務担当者が一目で判断できるよう、フローチャート形式の自己判定チェックシート（事前確認シート裏面に記載）を作成し、申請者の自己判定チェックの結果によっては申請書類提出が不要となる、「申請者フレンドリーな手続き」とした。手続きの具体的な流れは次の通りである。

【自己判定】

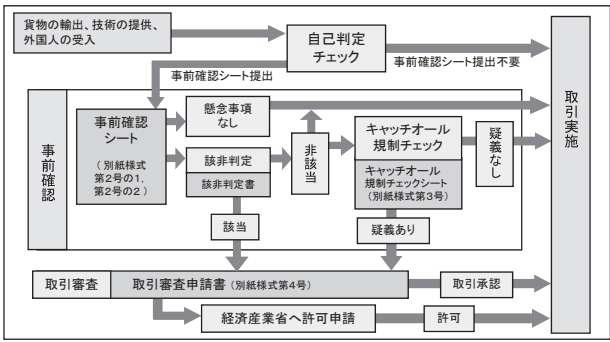
1. 自己判定チェックの結果、「事前確認シート提出が不要」となった場合は、その後の書類提出を不要とし、取引が実施される。
2. 自己判定チェックの結果、「事前確認シート提出が必要」となった場合は、申請者が作成した事前確認シートを基に、部局において以下の事前確認が実施される。

【事前確認】

1. 事前確認シートにより部局輸出管理責任者が「取引可」と判断すれば、取引が実施される。部局からは大学本部へ決裁済みの事前確認シート（写）が提出される。
2. 事前確認シートにより部局輸出管理責任者が「取引審査が必要」と判断すれば、申請者が取引審査申請書を作成し、以下の取引審査へ進む。

【取引審査】

部局で取引審査（1次判定）が実施され、決裁済み（1次判定済み）の取引審査申請書が大学本部へ送付される。これを受け、大学本部で取引審査（2次判定）を実施し、①取引承認、②経済産業大臣への許可申請が必要、③取引不可、のいずれかの判断を行う。



大阪大学の輸出管理手続き

- 「自己判定チェック」⇒「事前確認」⇒「取引審査」
・事前確認は各部局で行い、必要な場合は取引審査を経て大学本部より経済産業省へ許可申請を行う。

＜事前確認シートの特徴＞

- 最初に自己判定チェックを行うため、案件によっては事前確認シートの提出が不要となる場合がある。
・【技術の提供・貨物の輸出用】と【外国人（留学生・研究者・訪問者）受入用】の2種類がある。

大学は外国人受入に係る技術提供の件数が多く、企業に比べて貨物の輸出は件数が少ないため、外国人受入用の事前確認シートを独立させている。

- 同一様式上に注釈として事例や用語解説等が記載されており、他の文書を参照する必要を最小限にしている。
・誤判断しやすい箇所についての判断根拠の記入欄を設けている。

例：公知の技術あるいは基礎科学分野の研究活動における技術かどうかの判断

非該当又は対象外が明らかな場合の判断

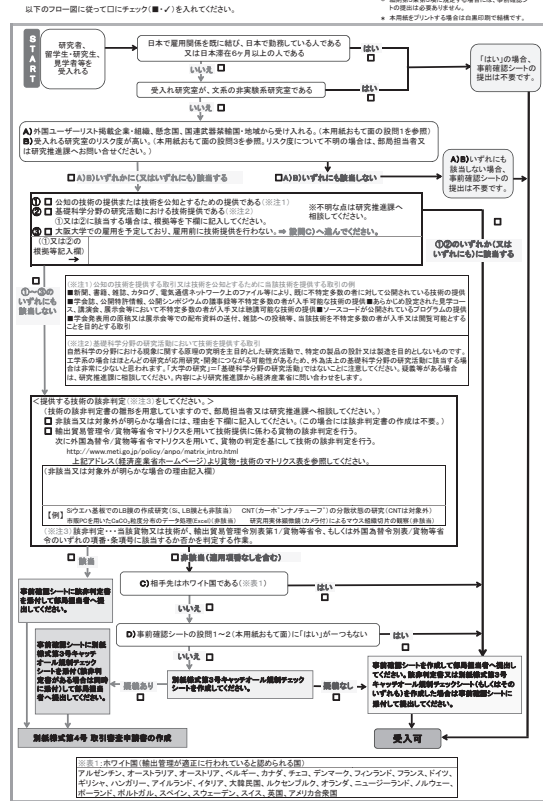
- カラーでデザインし、見やすくしている。

⇒はじめに、裏面の安全保障輸出管理手続きに関する自己判定チェックを行ってください。
【自己判定チェックにより、事前確認シート作成が不要となる場合があります。】

Table for '事前確認シート【外国人(留学生、研究者、訪問者)受入用』 with fields for department, applicant, and various checkboxes for security screening.

注意事項
1. 事前に必須の書類を揃えてください。
2. ... (detailed instructions regarding document preparation and application process) ...

安全保障輸出管理に関する自己判定チェック





一 専門用語への違和感に配慮

輸出管理は外為法が根拠法であるため、大学関係者には馴染みのない専門用語が多数使用されている。このため、例えば大学の研究室から外国へ研究試料等を送付する場合、「貨物」の「輸出」について「取引」を行う、と定義されることに対して教員が違和感を覚える場合が多い。大阪大学においても、外為法の専門用語に対する違和感について大学本部へ複数の教員より意見が出された。もちろん法律で定められているのであるから、やむを得ないのだが、大学においては、これらの用語等への違和感は完全には払拭しきれない。

このため、できるだけ大学関係者が受け入れやすいよう、丁寧な説明が必要であることから、管理規程第2条において用語を定義するとともに、大学構成員向けパンフレット¹（下記参照）においては、専門用語に違和感を覚えないように配慮して解説している。

一 大学構成員用グループウェア等を活用

大阪大学では、大学ホームページ内に安全保障輸出管理のページを設け、管理体制、管理規程、パンフレットや政省令改正等のお知らせを掲載している。その他、大阪大学構成員用グループウェアと学内専用ポータルサイトに安全保障輸出管理の申請様式等のデータを掲載し、教員・事務系職員が随時閲覧・入手できるようになっている。

また、大阪大学においては、出張をする際、教員自身が学内のパソコンによりグループウェア上のシステムで出張旅費申請を行うこととなっている。このため、外国出張の旅費を申請する画面において、「安全保障輸出管理に関する確認を行い、必要な場合は手続きを完了した」というチェックボックスを設定し、この部分にチェックを入力しないと申請が完了しないシステムを構築した。申請画面上からは外国旅費申請に関する自己判定用のチェックシートにリンクが貼られている。これにより、外国旅費申請の手続きの流れの中で、輸出管理への注意喚起を行うとともに、手続きの遺漏を防止している。

平成23年7月1日改訂版

“海外”と 少しでも関係する 先生方へ

…私たちの研究が兵器等に転用されないために…

海外への物品（装置・試料等）の輸出、海外へのメール送信、海外出張、そして留学生の受け入れまで…グローバルに展開する大学の研究活動等は、常に海外と接点があるため、外為法に基づいた安全保障輸出管理が必要である。危険な相手先に情報や技術が漏洩したり物品が渡ったりすることを避けるため、平和を守る国際社会と協調して、大学人としての責任を全うするように心がけましょう。

大阪大学
OSAKA UNIVERSITY

大阪大学安全保障輸出管理委員会

■「安全保障輸出管理」とは

日本を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、軍事目的に利用可能な貨物（装置・試料等）及び技術、核兵器等の大量破壊兵器の開発を行っている国やテロリスト集団の手に渡さないようするための管理制度で、日本においては、**外為法及び外貨貿易法（外為法）**に基づいて実施されています。

■大学での研究活動も該当します

安全保障輸出管理は「**貨物の輸出・技術の提供**」が対象となります。大学では関係のない管理に思われがちですが、実際には、**研究活動やそれに関連して行う以下のような活動も対象となる可能性があります。**

- 海外出張する。 ■ 海外に装置、試料等の物品を持っていく、送付する。
- 海外の研究者に資料を持っていく、送付する。メール・FAXを返信する。
- 海外の大学・機関・研究者と共同研究する。 ■ 外国人（留学生、研究者、訪問者等）を受け入れる。

安全保障輸出管理の対象となる**貨物・技術の内容及び輸出・技術提供の手続き**は以下のとおりです。

【**貨物**】：装置、試料、試作品等の物品類（装置の部品などの部分品も含む）

【**技術**】：【**技術データ**】 文書、ディスク・USBメモリ等の記憶媒体、書写真、設計図、モデル、図式、設計仕様書、マニュアル、指示書等

【**技術支援**】 技術指導、技能訓練、作業知識の提供やコンサルティング等

【**輸出**】：海外に送付する。自身で持ち出す（持ち出して持ち帰る場合も含む）

【**提供の手続き**】：文書による提供、ディスク・USBメモリ等の記憶媒体での提供、通信回線（電話、FAX、電子メール等）による提供、口頭での伝達

外国為替及び外国貿易法（外為法）及び関係する政省令において、経済産業大臣の許可が必要とされている貨物の輸出・技術の提供が定められており、無許可で行った場合には、刑事罰と行政罰が科せられることとなります。これらの罰則は、当該輸出・提供を行った個人だけでなく、当該個人が属する法人も対象（罰則規定）となります。

安全保障輸出管理は大学・研究機関等における研究活動を阻害することを意図したものではありません。グローバルな研究活動に支障をきたさないよう支援するためのものです。

経済産業大臣への許可申請は大学本部から行いますが、ケースによっては許可申請から許可の取得まで相応の日数が必要な場合もありますので、研究計画等に支障をきたさないよう事前に早めの手続きを完了するよう心がけてください。

■規制について

安全保障輸出管理に関する規制は主に以下により行われています。

■リスト規制

輸出しようとする貨物が輸出令別表第1の1～15項に該当する場合又は提供しようとする技術が外為令別表の1～15項に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度です。国際的な意図に基づき、兵器及び大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高い貨物・技術を規制しています。

■キャッチオール規制

輸出しようとする貨物や提供しようとする技術がリスト規制に該当しない場合でも、定められた要件に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となります。キャッチオール規制には、大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制とがあります。

■大量破壊兵器キャッチオール規制

ホワイト国（6ページ①参照）以外へ貨物の輸出・技術の提供を行う場合が対象で、その貨物や技術の「重要者」や「用途」からみて大量破壊兵器（6ページ②参照）の開発等に用いられる懸念があるかどうかにより規制します。

■通常兵器キャッチオール規制

国産武器弾薬輸出・地域（6ページ③参照）へ貨物の輸出・技術の提供を行う場合が対象で、その貨物や技術の用途からみて通常兵器（6ページ④参照）の開発等に用いられる懸念があるかどうかにより規制します。

2

¹大阪大学「安全保障輸出管理関係」http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/secur_exp
大阪大学 安全保障輸出管理パンフレット「“海外”と少しでも関係する先生方へ」（H23.7.1改訂）



大阪大学ホームページ [安全保障輸出管理関係]

3 大阪大学の輸出管理の特徴

①輸出管理人材の確保

一企業の輸出管理経験者2名を教員として雇用

企業では自社の事業分野に特化して輸出管理をすることができるが、大学の研究活動は特定分野に偏らず、非常に広範な領域に渡っている。大阪大学は全国有数の規模の総合大学であり、16研究科11学部5附置研究所及び20を超える研究施設を擁している。このため、輸出管理制度の周知に相応の時間を要するとともに、大学本部においてこれらすべての部局における研究分野に対応しなければならない難しさがある。

大阪大学においては、部局からの相談や申請に対する助言・審査、学内の啓発活動、全学の保有貨物調査等に対応するため、企業で研究開発及び輸出管理実務経験のある人材2名を大学本部の特任教授・特任准教授として雇用した。(このうち特任准教授は輸出管理マネージャーを務める。)特任教授・特任准教授はそれぞれ大手の化学メーカー・電機メーカー出身である。1名ではなく、化学と電機の専門家を2名雇用したことで、学内の研究分野を効率よくカバーする体制を整えている。

また、事務系職員ではなく、大学本部の特任教授・特任准教授という「教員」として雇用したため、部局の教員との間で、互いに教員同士であるという親近感もあり、コミュニケーションが取りやすく、業務がスムーズに進むというメリットもある。部局の事務担当者にとっても、分からない部分は大学本部の教員に質問できるという安心感がある。こ

れは、他大学の体制構築に際しても、参考になる事例ではないかと思われる。

②貨物データベースの構築及び研究室のリスク度評価

大阪大学の輸出管理の最大の特徴は、貨物データベース(エクセル)を構築し、これを基に研究室ごとのリスク度を評価している点である。

安全保障輸出管理においては「貨物の輸出及び貨物の設計、製造又は使用に係る(又は必要な)技術の提供」が規制されており、規制は貨物がベースとなっている。このため、各部局の研究室における貨物(研究機材、試料等)の保有状況・内容を調査し、これを基に貨物データベースを構築し、全学の貨物マップとして輸出管理に効果的に活用するという狙いである。

一貨物調査の実施

平成22年5月に部局の事務担当者を通じて貨物の調査票を教員に配付し、その調査結果を部局・研究室別にエクセルに入力したところ、貨物件数は全学で約2,000件となった。

<貨物調査の目的>

1. 全学の安全保障輸出管理上の潜在的リスクや問題点を把握し、外為法に定める手続き等の遺漏を防ぐ。
2. 貨物調査結果を基に全学の貨物データベースを構築し、安全保障輸出管理の運用に活用する。データベースは大学本部と各部局事務担当で管理を行い、常に最新版に更新する。また、新規に貨物を購入した場合や関係法令が改正された場合等に対応するため、定期的に全学的な再調査を実施する。
3. 貨物の調査やフォロー及び部局訪問(貨物見学等を含む)等を通じて、部局の教員や事務担当者と大学本部のコミュニケーションを図り、安全保障輸出管理に関する意識を向上させる。



部局	専攻・部門等	研究代表者	該当項番	貨物名	貨物の簡単な内容	リスク度評価(コメント等)

エクセル機能により
研究代表者(研究室)、
貨物名が検索可能

大学本部で記入
・機微な貨物の該非判定及びリスク度評価(S, A, B, C)
・研究者を受入れた際の技術提供の懸念(有無)

貨物データベースの例

貨物のリスク度	評価尺度
S	大量破壊兵器及び武器に関連する貨物 (リスト規制 1~4項に該当)
A	通常兵器に関連する貨物 (リスト規制 5~15項に該当)
B	仕様・スペックがリスト規制に該当しないと考えられる貨物 または、リスト規制に該当するが貨物に係わる技術提供の リスクが極めて低いと考えられる貨物
C	リスト規制に該当する貨物を保有していない

研究室等で保有している貨物のリスク度評価

一該非判定すべき貨物の濃淡をつける

リストアップされた貨物のうち、機微な貨物については部局事務担当を通じて研究室に仕様・スペック等の追加調査依頼を行い、該非判定を実施した。これらを基に貨物のリスク度を評価し、貨物のリスク度を基に研究室のリスク度を評価した。評価された研究室のリスク度は、外国人研究者・留学生を受入れる際の手続きに反映させている。

提出された約2,000件全ての貨物の該非判定はせず、1項から4項(武器・大量破壊兵器関連)の貨物及び5項から15項(通常兵器関連)のうちの機微な貨物について該非判定を行った。研究室のリスク度は、外国人研究者・留学生を受入れる際の貨物に係わる技術提供の懸念を考慮して評価しているため、使用に係る(又は必要な)技術が規制されていない貨物については技術提供の懸念がないと判断し、多くの場合は該非判定を省略して処理している。

実際の運用において該非判定が必要な場合も、貨物のスペックが不明であればメーカーに直接確認することもあるが、多くの場合は大学本部の輸出管理担当教員によって製品のカatalog等によるスペック等を確認して済ませている。ただし、貨物を輸出する場合には、別途詳細な該非判定書を学内において作成するか、メーカーから取り寄せている。

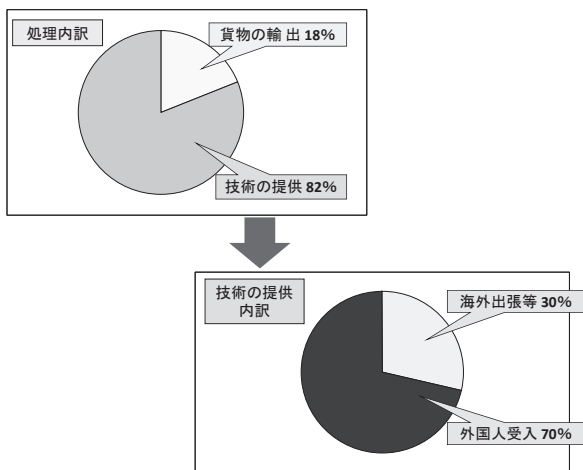
貨物データベースの構築作業は、全学の貨物がかなりの件数に上ったため、相当の時間と労力を費やした。貨物のリストを作成すること自体もさることながら、リストを活かしてリスク度を評価するためには、研究内容に対する幅広い知識と輸出管理実務の経験が必要であった。

また、貨物データベース構築後も、研究室への新規貨物の納入、研究室等の組織変更、政省令改正等に対応するため、データベースを最新の状態に維持・管理しなければならない。このため、年1回は再調査を行うこととしている。政省令改正等があった場合には、非該当であった貨物が該当貨物になっていないか等の確認を大学本部が行い、部局に通知する。逆に、新規貨物の納入、研究室等の組織変更があった場合には、部局の事務担当者がデータベースを更新し、大学本部へ連絡することで大学本部と部局の双方向の情報共有が実現している。さらに、大学本部の輸出管理担当教員と事務担当者が部局を訪問し、部局の教員・事務担当者とコミュニケーションを取ることで、輸出管理に対する意識を維持・向上させている。

一貨物データベース構築のメリット

貨物データベース構築により、大学本部と部局とのコミュニケーションが向上するとともに、潜在的なリスクを大学本部だけでなく部局の事務担当者も把握・理解していることは大きなメリットとなっている。また、全てを均等に管理するのではなく、機微な貨物を保有しているリスク度の高い部局・研究室を把握することによって、輸出管理が重点化されている。

平成22年度の大阪大学での輸出管理処理件数は、貨物の輸出が18%、技術の提供が82%であり、さらに技術の提供のうち外国人の受入(外国人研究者・留学生の受入)が70%を占めている。このため、受入に際しての手続きを簡素化することは、大学全体の輸出管理を簡素化することになる(次頁グラフ参照)。



平成22年度大阪大学安全保障輸出管理処理内訳

大阪大学においては、構築した貨物データベースを基に研究室ごとのリスク度を評価し、外国人研究者・留学生受入の際の手続きを簡素化している。「懸念国、国連武器禁輸国、外国ユーザーリスト掲載組織・企業」以外から外国人研究者・留学生を受入れる場合には、研究室のリスク度が低ければ、受入担当教員による自己判定チェックのみで可としている。受入手続きの方法は「安全保障輸出管理運用方針」に明記しており、受入れる外国人を、①学部学生レベル、②大学院生レベル、③研究者、④一時訪問、の4つに区分している。技術提供の可能性のある対象者を区分することにより、手続きが簡素化されるとともに、必要書類が明確化されている。

安全保障輸出管理運用方針（技術提供：留学生・研究者・訪問者等の受入）[表]

- それぞれの受入区分に係る事前確認シート及び誓約書が必要な場合は、次のとおりです。
- この運用方針は、受入時点(雇用者は受入直前)で非居住者を対象としており、居住者(受入時点で日本滞在期間が6ヶ月を越えている(又は越える)外国人)については対象外です。

研究室等の区分	受入状況		受入区分				
			①学部学生レベル	②大学院生(MC/DC)レベル	③研究者		④一時訪問
理系・文系(実験系)	外国ユーザーリスト掲載機関、懸念国、国連武器禁輸国・地域からの受入		誓約書のみ※1	事前確認シート+誓約書(様式第6号)	事前確認シート+誓約書(様式第6号)	事前確認シート+誓約書(様式第6号)	事前確認シート※2
	上記以外からの受入	高い研究室での受入	誓約書のみ※1	事前確認シート+誓約書(様式第6号)	事前確認シート+誓約書(様式第6号)	事前確認シート+誓約書(様式第6号)	事前確認シート※2
		低い研究室での受入	不要	不要	不要	不要	不要
文系(非実験系)			不要	不要	不要	不要	

注) ※1 研究室への受入(配属)が決定した時点で、学生本人の誓約書(様式第6号)のみ必要。
 ※2 総長・役員、部局長等への表敬訪問や一般的な見学コースのみの見学の場合は、事前確認シートの提出は不要。
 ※3 研究室等のリスク度については全学輸出管理担当窓口にお問い合わせのこと。
 ◎ 受入区分その他、疑問点があれば、全学輸出管理担当窓口にお問い合わせのこと。

4 大阪大学での具体的な輸出管理事例

輸出管理の具体的な事例として、貨物の輸出に当たって実際に大学本部がサポートした案件をいくつか教えていただいた。

<ケース1>

A部局の研究室が、インドの研究機関と共同研究を実施するために、インドへ測定装置を持ち出すことになった。装置価格として少額特例が適用できない該当貨物であったことから経済産業省の許可が必要となり、大学本部で許可申請手続きを行った。途中、経済産業省から追加書類提出の要請が数回あったが、部局と相互連携を取りながら対応し、輸出許可を取得することができた。

<ケース2>

B部局の教員がブラジルに持ち出して現地で研究に使用していた測定機器が故障した。日本へ持ち帰って修理後に再度持ち出して研究を続けることになったが、該当貨物だったため、教員より事前相談があった。大学本部で確認したところ、無償告示における修理特例が適用できることが判明し、学内申請手続きのみで処理することができた。

<ケース3>

C部局の研究室が、海外でイベントを実施するため、ロボットその他の装置を大量に送付することに



なり、大学本部において該非判定を全面的に支援した。この中にはメーカーから取り寄せた該非判定書もあったが、メーカーによる判定を鵜呑みにせず、修正を依頼したものもある。また、メーカーからの取り寄せが時間的に間に合わないものは、大学本部で該非判定書の作成を支援した。

5 その他

—学生へ輸出管理に関する教育を実施

大阪大学では、輸出管理関係者への説明会を実施するだけでなく、輸出管理の重要性を学生に教育するため、大学院の共通科目「リスク管理とコンプライアンス」という授業において、大学本部の輸出管理担当教員が安全保障輸出管理についての講義を担当している。学生が社会に出てから役立つ実践的な講義として受講学生からも好意的な意見が寄せられている。このように授業を担当できることも、企業の輸出管理経験者を教員として雇用しているメリットである。

6 まとめ

最先端の研究を行う大学であるほど、使用する研究施設や資機材も、より最先端なものとなり、海外からの関心も高まって外国人研究者・留学生の受入が増加する。このようなグローバルな活動を展開することは、世界に開かれた大学の使命である。一方で、安全保障輸出管理が浸透しつつある現在、大学のリスク管理という観点から考えると、外国人研究者・留学生の受入には、場合によっては多少の抑制がかかっているのは事実である。

今回の取材を通じて、大阪大学においては、安全保障輸出管理は大学本来の活動である教育・研究・国際交流等を阻害するものではなく、そのグローバルな研究活動をサポートするためのものであるという目的のもと、大学本部を中心に今後もより効率的且つ効果的な体制で臨んでいく姿勢が窺えた。

なお、記事で取りあげた資料は、前述した大阪大学の安全保障輸出管理関係サイトに掲載されている（一部を除く）。ぜひ参考にいただければ幸いです。



取材にご協力いただいた大阪大学の皆様